

## 議題 1 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 6 号))

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた平成 27 年 9 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

平成 27 年 12 月 18 日

大阪府教育委員会

#### ○予算案

- 1 平成 27 年度大阪府一般会計補正予算 (第 4 号) の件

#### ○事件議決案

- 1 指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)

#### ○条例案

- 1 非常勤職員の災害補償に関する条例及び非常勤職員の災害補償に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件
- 2 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

## ○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 知事から意見聴取があった議案一覧

### ○予算案

番号	件名	概要	備考
1	平成27年度大阪府一般会計補正予算(第4号)の件	<p>[事業名] 中学生学びチャレンジ事業費</p> <p>[事業概要] 生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動の改善・充実に活かすとともに府内における評定の公平性を担保することを目的とした中学3年生対象の学力調査を実施する。</p> <p>[債務負担行為の設定(平成27年度~28年度)] 9,959万9千円</p>	—

### ○事件議決案

番号	件名	概要	備考
1	指定管理者の指定の件(教育委員会所管施設)	<p>大阪府立漕艇センター 指定期間 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで 指定する団体 一般社団法人大阪ボート協会</p> <p>大阪府立臨海スポーツセンター 指定期間 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで 指定する団体 ミズノ・南海ビルサービスグループ</p> <p>大阪府立体育会館 指定期間 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで 指定する団体 南海ビルサービス・ミズノグループ</p> <p>大阪府立少年自然の家 指定期間 平成28年4月1日から 平成38年3月31日まで 指定する団体 少年自然の家共同事業体</p> <p>大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘 指定期間 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで 指定する団体 大阪府文化財センター・ 近鉄ビルサービスグループ</p> <p>大阪府立弥生文化博物館 指定期間 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで 指定する団体 大阪府文化財センター・ 近鉄ビルサービスグループ</p>	【11月27日の教育委員会会議において報告した内容から修正無し】

○条例案

番号	件名	概要	教育委員会関係箇所等
1	非常勤職員の災害補償に関する条例及び非常勤職員の災害補償に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令等の制定により、職域加算額の受給権者が同一の支給事由により給付される障害共済年金等の支給を受けるときは、他の法令による給付の調整が重ねて行われることとなったことに伴い、当分の間、他の法令による給付との調整の規定を適用しないこととするなど、所要の改正を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p>	<p>・教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p>
2	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の改正により、認定こども園に置く保育士に国家戦略特別区域限定保育士を含むこととするなど、所要の改正を行う。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の改正により、構造改革特別区域内における外部搬入方式での食事の提供等に係る特例が削除されたことに伴い、条例の同趣旨の規定を削除する。</p> <p>施行日：公布の日</p>	<p>【11月27日の教育委員会会議において報告した内容から修正無し】</p>

## 平成27年度一般会計補正予算(第4号)案の概要(平成27年12月14日提出予定)

生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動の改善・充実に活かすとともに府内における評定の公平性を担保することを目的とした中学3年生対象の学力調査を実施するため、補正予算案を編成しました。

### 【1】補正項目

- 中学生学びチャレンジ事業費 0千円  
〔債務負担行為の設定（平成27～28年度） 99,599千円〕

# 中学生学びチャレンジ事業費

ーチャレンジテストー

補正予算(債務負担行為):99,599千円

## 目的

- 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。
- 大阪府教育委員会は、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性を担保する。

## 対象

- 府内の市町村立中学校及び特別支援学校並びに大阪府立支援学校中学部の第3学年 約75,000人

## 内容

- 実施日：平成28年6月下旬
- 対象教科：国語・社会・数学・理科・英語

## 事業目標

平成29年度の全国学力・学習状況調査における、中学校の平均正答率について全国水準をめざす

## 予算

委託料 99,599千円（債務負担行為 平成27年度～平成28年度）

大阪府条例第 号

非常勤職員の災害補償に関する条例及び非常勤職員の災害補償に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(非常勤職員の災害補償に関する条例の一部改正)

第一条 非常勤職員の災害補償に関する条例(昭和四十二年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)  
第一条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第六十九条(第二項を除く。)及び第七十条の規定に基づき、非常勤職員の公務上の災害(法第一条に規定する災害をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

附則

(他の法令による給付との調整)  
第八条 (略)

(趣旨)  
第一条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第六十九条及び第七十条の規定に基づき、非常勤職員の公務上の災害(法第一条に規定する災害をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

附則

(他の法令による給付との調整)  
第八条 (略)

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成一元化法」という。)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除	〇・七三
---	------

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第八十七条第一項に規定する年金たる障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」とい	〇・七五
--	------

<p>く。以下「障害基礎年金」という。）</p>	<p>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。))若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。))が支給される場合を除く。)</p>	<p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。))附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。))</p>
	○・八六	○・八八	○・七五

<p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。))</p>	<p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。))</p>	<p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。))及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金(同法</p>
○・七五	○・八九	○・七三

年 傷病補償金

年 傷病補償金



年 障害補償金					
旧船員保険法によ る障害厚生年金等及 び障害基礎年金	障害厚生年金等(当 該補償の事由となつ た障害について支 給される場合を除 く。)	障害基礎年金(当該 補償の事由となつ た障害について障 害厚生年金等又は 平成二十四年一元 化法改正前国共済 法による障害共済 年金若しくは平成 二十四年一元化法 改正前地共済法に よる障害共済年金 が支給される場合 を除く。)	〇・七三	〇・八三	〇・七五
〇・七四	〇・八八		〇・七三	〇・八九	

年 障害補償金					
障害厚生年金等及 び障害基礎年金	旧船員保険法の障 害年金	旧国民年金法によ る障害年金	旧厚生年金保険法 の障害年金	第三十条の四の規 定による障害基礎 年金を除く。以下 「障害基礎年金」と いう。	障害厚生年金等(当 該補償の事由とな つた障害について 障害基礎年金が支 給される場合を除 く。)
〇・七三	〇・八九	〇・七四	〇・七四	〇・八八	〇・八六

る障害年金	旧厚生年金保険法による障害年金	旧国民年金法による障害年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一
	〇・七四	〇・八九	(略)	〇・八四	〇・八八
ひ障害基礎年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
	〇・八三	〇・八八	(略)	〇・八〇	〇・九〇

2 (略)		遺族補償 年 金	条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。又は国民年金法による寡婦年金	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	(略)	○・七三
2 (略)		遺族補償 年 金	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇	○・八六
2 (略)		遺族補償 年 金	障害厚生年金等及び障害基礎年金 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正	○・七三	○・八六

2 (略)		遺族補償 年 金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)	○・七五
2 (略)		遺族補償 年 金	旧船員保険法の障害年金	旧厚生年金保険法の障害年金	○・七五	○・七五

前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	〇・八八	旧国民年金法による障害年金	〇・七五	旧国国民年金法による障害年金	〇・八八
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五	障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三	旧国民年金法による障害年金	〇・八九
旧船員保険法による障害年金	〇・七五	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八六	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	〇・八八
旧国民年金法による障害年金	〇・八九				

(非常勤職員の災害補償に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 非常勤職員の災害補償に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年大阪府条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成二十七年十月一日(以下「適用日」という。)から適用する。</p> <p>(他の法令による給付との調整に関する経過措置)</p> <p>2 新条例附則第八条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下これらを「年金たる補償」という。)及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</p> <p>3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二條第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成二十四年一元化法附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成二十四年一元化法附則第三十六條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九條第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成二十四年一元化法附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下この項において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。)(第七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七條第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。))又は平成二十七年地共済経過措置政令第七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九條の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。))に係るものに限る。)(受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一條第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。))が支給する年金である給付のうち平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済

年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第八条第一項の規定は、適用しない。

4| 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第一条の規定による改正前の非常勤職員の災害補償に関する条例附則第八条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。